

## 令和 5 年度 仙台市国民健康保険事業運営計画（案）

### 1 国民健康保険事業運営の現状

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える最後の砦としての役割を担っているが、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が高く、財政基盤は極めて脆弱であり、各保険者は厳しい事業運営を強いられている。

こうした中、制度の安定化を目的として「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）」により国民健康保険の都道府県単位化が実施され、平成 30 年度より、市町村とともに県が保険者となって事業運営をしていくこととなった。

令和 5 年度の本市国民健康保険の運営にあたっては、引き続き、県や県内市町村と連携し、国民健康保険制度の安定的・効率的な運営に、積極的に取り組んでいく。

また、これまでも仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会等の関係団体と連携して保健事業に取り組んできたが、一人当たり医療費の増嵩が続く中、これまで以上に、被保険者の健康保持増進に向けた取組は重要性を増しており、引き続き、こうした関係団体との連携のもと、積極的に保健事業の推進に取り組んでいく。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等、突発的な事態が被保険者の生活に著しい影響を与え、当該事態に対応した施策を講じる場合には、国に対して必要な財源措置を求めるとともに、県や関係機関と連携して適切に対応していく。

### 2 令和 5 年度の事業運営について

国民健康保険事業運営にあたっては、次に掲げる項目に重点的に取り組むものとする。

- (1) 国民健康保険事業の安定的かつ効率的な運営
- (2) 収納率向上対策の推進
- (3) 保健事業の推進

#### (1) 国民健康保険事業の安定的かつ効率的な運営

平成 30 年度より、国民健康保険事業の都道府県化が実施されたが、県及び県内市町村と連携し、引き続き安定的かつ効率的な事業運営に努める。

令和 5 年度の当初予算編成においては、国民健康保険事業財政調整基金の一部を取り崩し、震災以降交付されている国の特別調整交付金減少の影響緩和を図るほか、事業費納付金の水準を考慮しつつ、3 年度決算までで生じた剰余金を繰り入れ、安定的な事業運営に活用する。また、本市独自の低所得世帯への減免、子育て世帯への減免を引き続き実施し、保険料負担の軽減に努める。

このほか、県及び県内市町村等とともに、事務事業の共同実施を進めるほか、事務の集約化や外部委託化についても推進するなど、効率的な事業

運営に努める。

また、被保険者資格適用及び保険給付の適正化については、国民健康保険事業の安定的な運営の基礎となるものであるから、オンライン資格確認による他保険者との資格重複情報を活用した資格手続きの勧奨、職権による資格喪失や、資格喪失後受診者に対する不当利得請求及び第三者行為求償等について引き続き積極的に取り組む。

## (2) 収納率向上対策の推進

### ① 納期内納付率の向上と滞納累積の防止

納期内納付率の向上を図るため、ペイジー及びweb口座振替受付サービスを積極的に活用して、口座振替の加入を促進する。また、催告センターによる文書・電話・ショートメッセージ・訪問の4つの催告を効果的かつ効果的に実施し、一括納付が難しい納付義務者に対しては、コンビニ収納による分割納付を認めることで滞納の累積を防止する。

### ② 低所得世帯の対策

所得に応じた公平な負担になるよう、未申告者の実情把握に努め、簡易申告を勧奨して軽減制度の適用につなげる。さらに、減免制度の周知と申請の勧奨を催告センターを通じて行い、低所得世帯の負担緩和に取り組む。

## (3) 保健事業の推進

平成30年3月に策定した「仙台市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」及び令和2年度に実施した両計画の中間評価に基づき、被保険者の健康保持や医療費適正化に向けた事業に積極的に取り組むとともに、計画最終年度として最終評価を行い、令和6年度からの次期計画策定を行う。

### ① 特定健診・特定保健指導の充実

メタボリックシンドローム該当者及び予備群者を減少させることにより、中長期的な医療費の適正化を図るため、特定健診・特定保健指導の受診率・利用率向上に向けた健診未受診者・保健指導未利用者への文書や電話による勧奨に積極的に取り組む。

また、インセンティブ事業を実施するほか、最先端の分析技術を活用した受診勧奨の導入や、特定保健指導積極的支援におけるオンライン面接の機能充実など、受診及び利用につなげる取組を推進する。

### ② 重症化予防の推進

特定健康診査の結果、要医療と判定されながら未治療の被保険者及び糖尿病治療中断者に対して、文書や電話等により医療機関の受診を勧奨し、適切な医療につなげる。特に、糖尿病治療中断者に関しては、健診未受診者も勧奨対象に加えることで、糖尿病腎症や検査値高値者の重症化予防をより一層推進する。

また、各種がん検診受診者に対する本人負担額の一部助成を行い、早期発見・早期治療による重症化予防を進める。